

令和3年長審第6号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和2年11月13日05時00分  
佐賀県神集島南西岸
- 2 船舶の要目  
船種 船名 漁船A  
総トン数 19トン  
登録長 23.72メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出力 809キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備

Aは、中型まき網漁業に運搬船として従事するFRP製漁船で、船体後部に操舵室を配し、同室前部右舷に舵輪及び機関遠隔操縦装置、舵輪前方のパネルに左舷側から順にレーダー2台、ソナー、GPSプロッター、3分間当直者の動きを感知しなければ警報音を発するように設定された船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）のモーションセンサー及びGPSコンパス、舵輪の左下方に潮流計及び魚群探知機2台をそれぞれ備え、舵輪後方に肘掛け付きの椅子を設けていた。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和2年11月10日12時00分長崎県太郎ヶ浦漁港を発し、同県生月島北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、16時00分前示漁場に到着して操業を始め、水揚げのために近隣の港と同漁場との往復を繰り返し、越えて13日01時00分操業を終え、漁獲物約560キログラムを積載し、水揚げのため、02時00分同漁場を発進して佐賀県唐津港に向かった。

ところで、Aの操業形態は、太郎ヶ浦漁港を出航して夜間に操業を行い、翌朝、漁獲物を積載して近隣の港で水揚げを行った後、同日午後に出航して漁場に向かい、夜間に操業を行うことを繰り返すものであった。

また、a受審人は、漁場への往復航時は単独で船橋当直に就き、操業中も操船に当たっていたことから、水揚げ後及び漁場到着から操業開始までの間を主な睡眠時間とし、1日平均5時間ないし6時

間を睡眠に当てていたものの、断続的な睡眠に加えて日中は寝付くことができず、睡眠が不足していた。

a 受審人は、乗組員を船員室で休息させ、自らは椅子に腰を掛けて操船に当たり、GPSプロッターを10海里レンジ、2台のレーダーを12海里レンジ及び1.5海里レンジでノースアップ表示としてそれぞれ作動させ、長崎県壱岐島南方沖合を東行した。

a 受審人は、佐賀県加唐島と同県加部島間の水路を東行し、04時49半女瀬鼻灯台から331度（真方位、以下同じ。）1.95海里の地点で、針路を神集島南西岸に向く141度に定めて自動操舵とし、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、同灯台北東方沖合約600メートルのところで神集島と女瀬鼻灯台の間に向けて転針する予定で進行した。

a 受審人は、04時52分半少し前女瀬鼻灯台から335度1.4海里の地点に達したとき、睡眠不足に加え、唐津港に近づいてきたことから気が緩んで眠気を催したが、着岸まであと僅かの時間だから、眠気を我慢できるものと思い、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく続航した。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、当直警報装置の警報が発せられないまま転針予定地点を通過して神集島南西岸に向首進行し、05時00分女瀬鼻灯台から078.5度720メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首船底外板に擦過傷を伴う破口を生じたものの、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、神集島北西方沖合において、水揚げのために唐津港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島南西岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、神集島北西方沖合において、水揚げのために唐津港に向けて航行中、睡眠不足に加え、唐津港に近づいてきたことから気が緩んで眠気を催した場合、椅子に腰を掛けたままでいると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠り運航とならないよう、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、着岸まであと僅かの時間だから、眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、神集島南西岸に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 2 月 8 日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正